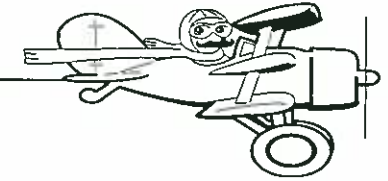


今日のテーマ

役員の退職金について



役員退職金についての第三段です。前回までは、主に法人内部での整備について見てきました。今回は役員が退職金を受け取った時について確認したいと思います。これについても既に皆様ご承知かと思いますが、改めて確認して見ましょう。

1. 退職金税制のメリット

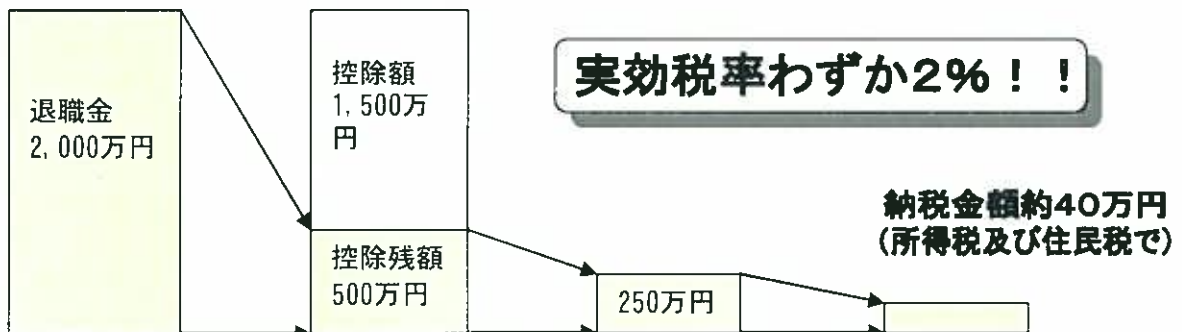
他の所得と分離して計算いたします。
(分離課税)

勤続年数に応じた退職所得控除があります。

退職所得控除後の金額の1/2だけが課税対象。
(1/2課税)

勤続年数	退職所得控除の額
2年以下	一律80万円
2年超 20年以下	勤続年数×40万円
20年超	800万円+(勤続年数-20年)×70万円

2. 受取額シミュレーション (勤続年数30年 退職金2000万円の場合)



■ 退職金税制は現在増税傾向が進む税制の中で唯一と言っていいほど、優遇されている制度です。このメリットを最大限に活用するためにも退職金の整備は必須と言えます。是非一度担当者まで、退職金規程の見直しについて声をかけてみて下さい。

<西丸 保幸>